

ホームページ制作運営委託契約書

(以下「甲」という)を委託者とし

株式会社ソシテラボ (以下「乙」という)を受託者とし、以下の通り契約を締結した。

第1条 (目的)

1. 甲はホームページの制作業務(以下「本業務という」)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 (用語の定義)

本契約において使用される用語の定義は、以下の通りとする。

- ・「ホームページ」とは、ウェブブラウザを通して閲覧できる対象のドメインに属する全てのページの事をいう。
- ・「公開」とは、ウェブブラウザを通してホームページが閲覧できる状態のことをいう。

第3条 (委託内容)

本業務内容は以下の通りとする。

1. 甲より指示された内容に従い、ホームページを制作する。
2. 本業務に基づき制作されたデータ等(以下「制作物」という)のサーバーへのアップロード作業等、ホームページ公開に関する作業の一切。
3. デザインやシステムはショッピングサイト構築基本システム「EC-CUBE」 <https://ec-cube.net/>に準じるものとする。カスタマイズには月額料金以外に別途費用が発生するものとする。
4. ホームページに掲載する文章は甲が考え乙に提出するものとする。
5. 初期作成を除き、乙の作業時間は月内で1時間以内とする。作業の中には、ホームページ作成部分以外にも、電子メールによるサポート時間も含むものとし、月内の作業時間が1時間に満たなかった場合、残時間は翌月以降に持ち越しにはならないものとする。
6. 甲と乙のやり取りや質疑応答は電子メールを通して行うものとする。
7. 制作ボリュームは5ページ以内、ホームページ内合計 10000 文字以内とする。ページ数にはショッピングカートページ以降の購入フローは含めないこととする。

第4条 (制作費用等)

1. 本業務の対価として甲は乙に月額委託料金 5000 円及び消費税を毎月支払うものとする。
2. 月額委託料金の日割り計算は行わないものとする。
3. 月額委託料金の発生月はホームページの完成度と関係なく、契約締結月の翌月からとする。
4. 甲が乙に銀行振込にて料金を支払う場合、振込手数料は甲の負担とする。

第5条 (制作物の納品等)

1. 業務の完了は、乙が制作物をインターネット上にアップロードし、甲がその確認をすることで完了する。甲が5日以内に確認をしなかった場合は完了とみなす。
2. ドメイン・サーバーの取得及び確保等の運営管理は乙において行う。
3. 甲は乙が取得したドメインは取得後1年間再取得できない事に同意したものとみなす。

第6条（緊急対応）

乙は甲の緊急の要望には対応しないものとする。

第7条（著作権等に関する保証等）

乙は、本業務による制作物が、第三者の著作権やその他の工業所有権等（以下「著作権等」という）に基づく権利を侵害していないことを保証し、乙の制作物が、第三者の著作権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、第三者の著作権等を侵害しない新たな制作物を無償で甲に提供するものとする。

第8条（著作権の帰属）

1. 制作物（デザイン等）の著作権等（著作権につき著作権第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲が別途オプションとして発注したものを除き、乙に帰属するものとする。
2. 乙は、本業務にかかるホームページの利用の範囲内において、甲に対し自己に帰属するプログラム等の利用につき、無償にて利用を許諾する。

第9条（損害賠償）

乙は自己の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合、甲が直接の結果として現実に被った通常の損害に限り損害賠償義務を負担する。損害賠償額は請求原因の如何を問わず月額委託料金1ヶ月分を上限とする。

第10条（ホームページの公開停止）

甲が本契約の内容に違反した場合、乙は一切の責任を負うことなく甲のホームページの公開を停止することが出来るものとする。

第11条（契約の解除）

本契約の解除について、甲乙ともに1ヶ月前のメールによる通知により契約の解除ができるものとする。甲に契約期間内の月額料金の未納分がある場合は、残り全額を乙に支払うものとする。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、事前の書面による承諾なく、本契約の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせ 又は担保に供してはならない。

第13条（契約期間）

本契約の有効期間は締結日から1年間とする。甲及び乙より解除の意思表示がない限り本契約は更新するものとする。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

以上のとおり、業務委託契約が成立したので、これを証するため本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

甲) ㊦

印

乙) ㊦115-0045

東京都北区赤羽一丁目 42 番 7—901 号 セレスト赤羽
株式会社ソシテラボ
代表取締役 今西 竜太

印

以下余白